

証券コード 5902  
平成26年6月6日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目2番2号  
**ホッカンホールディングス株式会社**  
取締役社長 工 藤 常 史

## 第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別なるご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号  
帝国ホテル 本館3階 富士の間  
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第89期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第89期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続承認の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.hokkanholdings.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

### 事業報告

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況

##### (1) 当事業年度の事業の状況

###### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益が改善するなか、設備投資は持ち直しており、また、個人消費につきましても、雇用や所得環境の改善などにより底堅く推移するなど、景気は緩やかに回復する状況となりました。

当連結会計年度における清涼飲料業界の状況につきましては、新製品と猛暑が寄与した昨年度の反動が懸念されましたが、梅雨明け以降の猛暑により、7月と8月が過去最高の出荷数になるなど、清涼飲料業界全体では前年を上回る結果となりました。市場はこの5年間で1割以上の規模拡大となりましたが、店頭での販売競争が激化したことにより、価格の下落傾向が進んでおります。カテゴリー別では、炭酸飲料が定番商品の活性化や新製品の継続的投入が消費者に受け入れられ、好調に推移いたしました。ミネラルウォーターやスポーツドリンク、機能性飲料につきましては夏場の猛暑の効果と、消費者の熱中症対策意識の高まりにも支えられたことにより前年を大きく上回る結果となりました。缶コーヒーにつきましては、自動販売機による販売が低迷したことと、カウンターコーヒーがアイスコーヒーなどのラインアップを拡充した影響などにより前年を下回る結果となりました。なお、容器別では、スチール缶製品は昨年と同様に前年割れとなりましたものの、ペットボトル製品につきましてはスーパーマーケット等での販売が寄与し、前年を上回る結果となりました。

食品缶詰業界の状況につきましては、水産缶詰では夏場の猛暑により海水温が高い状態が続いたため、サバやサンマなどの水揚げが落ちこみ減産とな

り、さらに円安により輸入原料の価格が高騰し、製品価格の値上げがおこなわれたために販売減となりました。また、農産缶詰につきましても、豪雨や突風など、天候要因による原料事情の悪化により国内生産は減少しました。

#### (容器事業)

飲料用スチール空缶につきましては、主力の缶コーヒー分野の市場が低調に推移するなか、新製品やリニューアル品の受注を獲得した結果、飲料用スチール空缶全体では前年を上回る結果となりました。なお、食品缶詰用空缶につきましては、業界の動向と同様に、水産缶詰・農産缶詰ともに前年を下回る結果となりました。

つぎにプラスチック容器では、飲料用ペットボトル分野および無菌充填向けプリフォーム（ボトル成形前の中間製品）につきましては、お客様による自社内製造の影響を受け、前年を下回る結果となりました。また、食品用ペットボトルにつきましても、醤油用ボトルは堅調でありましたが、食用油用がギフト商品の販売が減少したため、食品用ペットボトル全体では、前年を下回る結果となりました。

一般プラスチック成形品につきましては、化粧品用や農薬、園芸用が増加し、また、バッグインボックスも好調に推移したことから一般成形品全体では前年を上回る結果となりました。

エアゾール用空缶につきましては、当社独自の開発容器の販売が伸びましたものの、消臭剤などの家庭用品や燃料ボンベ缶が減少したため、前年を下回る結果となりました。

美術缶につきましては、洋菓子関連が好調でありましたものの、ギフト商品の低迷もあり、美術缶全体では前年を下回る販売となりました。

以上の結果、容器事業全体の売上高は486億81百万円と前年度に比べ2.0%の減少となりました。

#### (充填事業)

缶製品につきましては、客先への積極的な営業活動により多くの新製品を受注できたことと、設備面においては、客先からの要望によるマルチパック対応をおこなった結果、通常缶によるコーヒー製品では前年を上回る結果となりました。また、

リシール缶（ボトル缶）につきましてはほぼ前年並みの販売でありましたものの、炭酸製品は順調に販売が伸びましたため、缶製品全体では前年を上回る販売となりました。

ペットボトル製品につきましては、ホットパック用小型ペットボトルは受注が減少したことにより前年を下回りましたが、無菌充填システムによる小型アセプティック製品は、茶系飲料を中心に安定的に受注したため前年を上回る販売となりました。また、大型ペットボトル製品につきましても、麦茶を中心に緑茶、ウーロン茶が増産となり、前年を上回る販売となりましたため、ペットボトル製品全体では前年を上回る結果となりました。

以上の結果、充填事業における販売数量が過去最高を記録することができ、充填事業全体の売上高につきましても1,158億22百万円と前年度に比べ0.3%の増加となりました。

#### （機械製作事業）

機械製作事業につきましては、新素材のウッドプラスチックを利用したパレット溶融機やEGR成形機を新規に受注し、また、グループ内における飲料プラスチック容器用生産ライン工事や飲料充填用生産ライン工事の受注がありましたものの、規格製品である液体小袋充填機や自動車用クラッチ板への摩擦材貼り付け省力機械が減少したため、機械製作事業全体の売上高は12億30百万円と前年度に比べ22.5%の減少となりました。

#### （その他）

インドネシアにおいて、容器（ペットボトル）製造から内容物の充填までを一貫しておこなうPT. HOKKAN INDONESIA（ホクカン・インドネシア）は、同国の経済成長とともに拡大する清涼飲料市場において、コーヒー飲料（250ml）を中心に順調に受注しております。また、さらなる受注拡大を図るため、現在、製造ラインの増設をおこなっております。

以上の結果、当連結会計年度より工場内の運搬作業等をおこなっております株式会社ワーク・サービスを連結の範囲に含め、その他全体の売上高は39億79百万円となりました。

以上により、当連結会計年度における連結総売上高は1,697億14百万円と前年度比1.6%の増加となりましたが、経常利益は46億39百万円（前年度比22.2%減）、当期純利益は19億66百万円（前年度比35.4%減）となりました。

（単位：百万円）

| 部 門 別       | 第88期    | 第89期    |
|-------------|---------|---------|
| 容 器 事 業     | 49,691  | 48,681  |
| 充 填 事 業     | 115,510 | 115,822 |
| 機 械 製 作 事 業 | 1,587   | 1,230   |
| そ の 他       | 192     | 3,979   |
| 合 計         | 166,981 | 169,714 |

（注）内部売上を除いております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資は、100億97百万円であります。その主なものは株式会社西日本キャンパックの飲料充填ラインの増設、および北海製罐株式会社における各種飲料用空缶製造設備の更新拡充によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、株式会社西日本キャンパックのライン増設等の設備資金を調達したことにより、当期末借入金残高は、前期末に比べ9億23百万円増加し、444億33百万円となりました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

(該当ありません)

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

(該当ありません)

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

(該当ありません)

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は平成25年7月1日を効力発生日として、当社子会社である北海製罐株式会社が株式会社コスメサイエンスの全株式を取得し完全子会社といたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分        | 第86期<br>(平成22年4月1日から<br>平成23年3月31日まで) | 第87期<br>(平成23年4月1日から<br>平成24年3月31日まで) | 第88期<br>(平成24年4月1日から<br>平成25年3月31日まで) | 第89期(当期)<br>(平成25年4月1日から<br>平成26年3月31日まで) |
|------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------|
| 売上高        | 163,238百万円                            | 173,123百万円                            | 166,981百万円                            | 169,714百万円                                |
| 経常利益       | 4,477百万円                              | 5,355百万円                              | 5,964百万円                              | 4,639百万円                                  |
| 当期純利益      | 1,488百万円                              | 2,306百万円                              | 3,042百万円                              | 1,966百万円                                  |
| 1株当たり当期純利益 | 22.12円                                | 34.29円                                | 45.23円                                | 29.24円                                    |
| 総資産        | 124,398百万円                            | 135,176百万円                            | 134,862百万円                            | 138,175百万円                                |
| 純資産        | 39,371百万円                             | 43,010百万円                             | 47,818百万円                             | 49,780百万円                                 |
| 1株当たりの純資産額 | 568.20円                               | 601.35円                               | 666.92円                               | 686.19円                                   |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

## (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名           | 資本金          | 当社の議決権比率   | 主 要 な 事 業 内 容   |
|-----------------|--------------|------------|-----------------|
| 北 海 製 罐 株 式 会 社 | 百万円<br>3,000 | %<br>100.0 | 各種空缶容器の製造・販売    |
| 株式会社日本キャンバック    | 411          | 82.3       | 各種飲料の受託製造・販売    |
| オーエスマシナリー株式会社   | 400          | 100.0      | 各種機械および器具の製造・販売 |

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社を含む計9社であり、持分法適用関連会社は2社であります。

#### (4) 対処すべき課題

来期のおが国経済の見通しにつきましては、期初は消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響を受けつつも、全体としては緩やかな回復基調で進むものと思われます。

このような状況のなかで、当社グループでは、円安や原油高による原燃料価格の高騰が続くものと予想されるなか、中期5カ年経営計画「ACTIVE-5」で掲げました「既存事業の持続的成長」を進めるため、①容器事業における収益改善 ②充填事業における収益基盤の維持拡大 ③機械製作事業における事業戦略の見直しをおこなってまいります。また、同時に同計画で掲げました「新たな事業展開への挑戦」の課題として、①マレーシア、ベトナム、インドネシアの各工場およびタイを含めた海外4事業会社による事業の拡大 ②新規事業における安定的成長に向けた取り組みを進めてまいります。

そして、当社グループは、メーカーの基本である「ものづくり力」の一層の強化に向けて生産性の向上に取り組んでまいりますとともに、企業の社会的責任を果たすべく、コーポレートガバナンスのさらなる充実を図り、グループ企業の透明性と健全性を引き続き強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

- ① 各種空罐、容器の製造販売
- ② 清涼飲料水・酒類その他各種飲料の受託充填及び販売
- ③ 各種機械の製造販売
- ④ 機械器具設置工事業
- ⑤ 倉庫業
- ⑥ 土木・建築工事の設計、施工請負

(6) 主要な営業所および工場（平成26年3月31日現在）

① 当社の事業所

本社 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号  
（丸の内三井ビル）

② 主要な子会社の事業所

北海製罐株式会社

本社 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号  
（丸の内三井ビル）

本店 北海道小樽市

中央研究所（埼玉県）

工場 岩槻（埼玉県）・館林（群馬県）・千代田（群馬県）・小樽（北  
海道）・明和（群馬県）・滋賀事業所（滋賀県）

株式会社日本キャンパック

本社（本店）東京都千代田区丸の内二丁目2番2号  
（丸の内三井ビル）

工場 群馬第一（群馬県）・群馬第二（群馬県）・利根川（群馬県）・  
赤城（群馬県）

オーエスマシナリー株式会社

本社 群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀字鞍掛4119番地1

本店 北海道小樽市

工場 小樽（北海道）・群馬（群馬県）

(7) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 1,714名  | 179名増       |

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|---------|--------|
| 22名     | 2名減       | 43.4歳   | 15.3年  |

(8) 主要な借入先の状況（平成26年3月31日現在）

| 借入先           | 借入額      |
|---------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行     | 7,287百万円 |
| 農林中央金庫        | 7,255    |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 5,123    |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 5,081    |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 4,005    |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

（該当ありません）

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 240,000,000株
- ② 発行済株式の総数 67,346,935株
- ③ 株主数 5,817名
- ④ 大株主(上位10名)

| 株主名                       | 持株数     | 持株比率  |
|---------------------------|---------|-------|
| 株式会社トモク                   | 5,926千株 | 8.81% |
| 日本生命保険相互会社                | 3,274   | 4.87  |
| 株式会社みずほ銀行                 | 3,273   | 4.87  |
| ホッカシホールディングスグループ取引先持株会    | 2,910   | 4.33  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 2,042   | 3.04  |
| 農林中央金庫                    | 2,000   | 2.97  |
| 株式会社メタルワン                 | 1,871   | 2.78  |
| 東京海上日動火災保険株式会社            | 1,805   | 2.68  |
| 株式会社北海道銀行                 | 1,765   | 2.63  |
| JFEスチール株式会社               | 1,565   | 2.33  |

(注) 持株比率は自己株式(78,399株)を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役および監査役の状況（平成26年3月31日現在）

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| 取締役社長〔代表取締役〕                | 工藤常史  |
| 専務取締役                       | 田村秀行  |
| 取締役〔株式会社日本キャンパック代表取締役社長〕    | 木村修二  |
| 取締役〔北海製罐株式会社代表取締役社長〕        | 久保田裕一 |
| 取締役〔総務部・経理部担当、経理部長〕         | 山崎節昌  |
| 取締役〔経営企画室・情報システム部担当、経営企画室長〕 | 池田孝資  |
| 取締役〔CSR・新規事業担当〕             | 小池明夫  |
| 常勤監査役                       | 大塩恭介  |
| 監査役                         | 寺嶋勉   |
| 監査役                         | 増田嘉一郎 |
| 監査役                         | 新名孝信  |

(注) 1. 当該事業年度に係る役員 の 重要な兼職状況は、以下のとおりであります。

- ・取締役木村修二氏は、株式会社日本キャンパックおよび株式会社西日本キャンパックの代表取締役社長を兼務しております。
  - ・取締役久保田裕一氏は、北海製罐株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
  - ・常勤監査役大塩恭介氏は、北海製罐株式会社の常勤監査役および株式会社日本キャンパックの監査役を兼務しております。
  - ・監査役寺嶋勉氏は、北海製罐株式会社の監査役を兼務しております。
  - ・監査役増田嘉一郎氏は、北海製罐株式会社の監査役を兼務しております。
  - ・監査役新名孝信氏は、カラカミ観光株式会社の監査役を兼務しております。
2. 監査役増田嘉一郎氏および監査役新名孝信氏は、社外監査役であり、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役増田嘉一郎氏は、弁護士の資格を有しており法務に関する知見を有するものであります。
4. 監査役新名孝信氏は、税理士の資格を有しており税務に関する知見を有するものであります。

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

| 氏名   | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当および重要な兼職の状況 |
|------|------------|------|----------------------|
| 永井勝己 | 平成25年6月27日 | 任期満了 | 代表取締役会長              |

③ 取締役および監査役の報酬等

(イ) 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分               | 支払人員     | 支払額       |
|------------------|----------|-----------|
| 取締役              | 8名       | 124百万円    |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(2) | 32<br>(7) |
| 合計               | 12       | 156       |

- (注) 1. 上記には、平成25年6月27日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、昭和61年3月28日開催の第60回定時株主総会において月額24百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成10年3月27日開催の第72回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。

(ロ) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成19年6月28日開催の第82回定時株主総会における退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づき、平成25年6月27日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対して支払った役員退職慰労金は87百万円です。

なお、当事業年度末現在における今後の打ち切り支給の予定総額は次のとおりであります。

- ・ 取締役1名に対し総額24百万円
- ・ 監査役1名に対し総額0百万円

- (ハ) 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額  
当事業年度において社外監査役が当社子会社から役員として受けた報酬等の額は0百万円であります。

④ 社外役員に関する事項

- (イ) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

(該当ありません)

- (ロ) 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役増田嘉一郎氏は、北海製罐株式会社の社外監査役であります。同社は当社の完全子会社であります。

また、監査役新名孝信氏はカラカミ観光株式会社の社外監査役であります。当社は同社との間には特別な関係はありません。

- (ハ) 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

社外監査役増田嘉一郎氏は、平成25年度中に開催された取締役会15回のうち12回出席しており、新名孝信氏は14回出席しております。また平成25年度中に開催された監査役会10回のうち増田嘉一郎氏はすべてに出席しており、新名孝信氏は9回出席しております。

- ・取締役会および監査役会における発言状況

社外監査役増田嘉一郎氏は、弁護士として主に法令や定款の遵守に係る見地から、また、社外監査役新名孝信氏は税理士として主に税務・会計等の見地から発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称

きさらぎ監査法人

- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

きさらぎ監査法人：24百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

きさらぎ監査法人：74百万円

- (注) 1. 当社の子会社であります北海製罐株式会社および株式会社日本キャンパックにつきましてもきさらぎ監査法人が会計監査人となっております。
2. 上記金額には当社の子会社であります北海製罐株式会社がかきさらぎ監査法人に対して支払った「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第17条第1項」に基づき作成した賦課金に係る特例の認定申請書に係る確認業務(非監査業務)の対価を含んでおります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の不再任議案を株主総会に提出いたします。

**(4) 業務の適正を確保するための体制**

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社は、コンプライアンス体制確立に向け「企業倫理規程」として、「経営理念」、「環境方針」、「情報セキュリティ基本方針」、「役員行動規範」、「同細則」を定めており、これらの遵守を引き続き図る。

(ロ) 取締役会は、「取締役会規則」に基づき月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催しており、取締役間の意思疎通の確保、業務執行の相互監督を行っており、今後ともこの体制を維持する。また、必要に応じ外部の専門家を起用する等も含め、法令・定款違反行為を未然に防止する体制を整える。

(ハ) 取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針および担当に従い各監査役が監査対象として監査を実施しており、今後ともこの体制を維持する。

(ニ) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告しその是正を図ることとする。

(ホ) 当社グループ企業全体としてのコンプライアンス体制を維持・整備するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、必要に応じ各事業会社にて規則、ガイドラインの策定・研修を行うほか、業務運営に関する違法、不正または不当な行為の早期発見および是正を図るため「内部通報制度」を活用し適正な業務運営に努める。

- (へ) 当社グループ全体の内部監査部門として社長直轄の監査室を設置し、監査結果については、社長および監査役に定期的に報告する体制としている。また、総務部については当社グループ全体のコンプライアンス統括部署として機能させる体制としている。なお、これらの体制は今後とも継続させることとする。
  - (ト) 当社は、「役職員行動規範」にて「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない」ことを明記しその堅持に努めており、引き続き適切な対応を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存管理に関する体制
- 取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る文書等の情報については、法令、社内規程等に基づき保存管理することとする。
- また、取締役および使用人の業務上の情報管理については、「情報セキュリティ基本方針」に基づき対応する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ) 当社は、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を中心に、当社グループ全体のリスク管理を統括するとともに、定期的にリスクの識別等を実施し、抽出された個々のリスクについての対応を継続的に実施することによりリスクの極小化に努める。
  - (ロ) 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 当社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - (ロ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、当社組織規程、業務分掌規程において定める。

(ハ) 当社は取締役の職務執行の効率化の観点から決裁基準を設け、取締役の職務執行の権限を一部移譲することとする。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社グループ会社における業務の適正を確保するため、当社が「企業倫理規程」として定めている「経営理念」、「環境方針」、「情報セキュリティ基本方針」、「役職員行動規範」をグループ企業全てに適用する行動規範として位置づけ、これを基礎として当社グループ各社で諸規程を定めることとするほか、必要に応じグループとしての業務の適正化確保に向けた通知、連絡を実施する。

(ロ) 経営管理については、「ホッカングループ運営要領」、「事業会社決裁基準」に従い、一定の重要事項について当社への決裁・報告制度による事業会社経営管理を実施する体制を継続する。また、月1回開催する「グループ経営会議」においても重要な経営課題等の報告・検討を行うこととする。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社では、現在監査役の職務を補助すべき使用人を設置していないが、監査役による設置要請がなされる等設置が必要な場合には、監査役の指揮命令に基づく業務補助のための監査役スタッフを置くこととする。なお、監査役スタッフの人事（異動、評価、処分等）については取締役と監査役が協議を行うこととする。

⑦ 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 当社において監査役は、毎月開催される取締役会に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況の把握を行うとともに、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができるほか、主要な決裁書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できる体制を継続する。

- (ロ) 監査役は代表取締役等との定期的な打合せにより、報告事項等を把握できる体制を確保することとする。
- (ハ) 取締役・使用人は、当社並びにグループ会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告を行うこととする。
- (ニ) 監査役は、当社並びにグループ会社の法令遵守体制の運用に問題があると認めるときは意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (ホ) 法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するため、監査室・外部監査人との連携を図ることとする。

⑧ 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

当社並びにグループ会社は、財務報告の適正性および信頼性を確保するため、金融商品取引法および関係法令に基づく内部統制制度を有効かつ適切に運用することに努める。

また、監査室のモニタリング結果を踏まえ、継続的に運用評価・有効性の確認を行い、必要に応じ改善を行うこととする。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定した配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、平成26年5月9日開催の当社取締役会におきまして1株につき3円75銭と決定させていただきました。すでに、平成25年12月9日に実施済みの中間配当金1株当たり3円75銭と合わせまして、年間配当金は1株当たり7円50銭となります。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針、及び基本方針実現のための取組み、不適切な者による支配を防止するための取組み、並びに各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由は、以下の通りであります。

### ① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の株主の在り方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中でも、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が買付条件等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等については、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものと考えられます。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

### ② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社及び当社グループ（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、大正10年（1921年）の創業以来、「品質本位に最善の努力を行い、最高の商品を提供する企業として、社会・文化に貢献する。」との企業理念に立ち、容器・充填・機械製作事業等を営んでおります。

当社は、平成17年10月に純粋持株会社へ移行し、「グループ全体の最適な戦略立案」「事業会社の経営執行の監督」「グループ資源の最適配分」を行って

まいりました。また、平成22年度までの中期経営計画において、「グループシナジー効果の創出」「事業拡大のための新たなる取組みへの挑戦」「経営効率、経営品質の更なる向上」を推し進めてまいりました結果、その目標をほぼ達成することができました。

そして、平成23年度より新たに中期5ヵ年計画「ACTIVE-5」をスタートさせました。ものづくり力の更なる強化や新たなるTPSの構築により、「既存事業の持続的成長」を図ります。また、新規事業や海外事業にも積極的に取り組むことで、「新たな事業展開への挑戦」を行ってまいります。「活動的、積極的であること」を行動指針として当社グループが一体となり、今後の更なる成長を目指してまいります。

上記のように、当社グループでは、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取り組むとともに、経営の透明性・客観性の確保に努めております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

### ③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は平成20年5月15日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を決定し、同年6月27日開催の定時株主総会においてご承認をいただいております。その後、同対応策の有効期限の満了を迎えたため、所要の変更を加えた上で、平成23年6月29日開催の定時株主総会において、新たに買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）を株主の皆様にご承認いただいております。

#### （イ）本プラン導入の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、

買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入することといたしました。

#### **(ロ) 本プランの対象となる当社株券等の買付**

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

#### **(ハ) 独立委員会の設置**

本プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、当社は、独立委員会規程を定めるとともに、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査役又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、発動した対抗措置の停止又は変更等の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

## （二）大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

### a. 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、提案する大規模買付行為の概要等を記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

### b. 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には当該書面に従い、必要情報を当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面にて提出していただきます。

なお、提出された必要情報について当社取締役会は速やかに独立委員会に提出することとします。これを受けて独立委員会が精査した結果、独立委員会が、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として不十分であると判断した場合には、独立委員会は、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

また、大規模買付者が出現し、当該大規模買付者から大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された必要情報は、当社取締役会が、その全部又は一部を適時適切に開示します。

なお、独立委員会が、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、独立委員会は、直接又は当社取締役会を通じて、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示いたします。

c. 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付行為が対価を現金（円価）のみとする公開買付による当社の全株式の買付の場合は最長60日間、それ以外の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間として設定します。独立委員会は取締役会の意見及びその根拠資料並びに代替案等を受領した上、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉を行います。

d. 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断し、当社取締役会に対して株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様にご検討いただくことにご協力をお願いいたします。

だくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当社は、当該株主総会の結果を決議後適時適切に開示いたします。

#### **(ホ) 大規模買付行為が実施された場合の対応**

##### **a. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合**

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等及び当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

##### **b. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合**

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付者による大規模買付行為の提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の当該提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該提案及び当社が提示する当該提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企

業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相当な範囲で、対抗措置の発動を決定することができるものとします。

#### (へ) 株主の皆様にご与える影響等

##### a. 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様のご利益に資するものであると考えております。

##### b. 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合又は大規模買付ルールが順守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを順守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

#### (ト) 本プランの適用開始、有効期限及び廃止

本プランの有効期限は、平成26年6月に開催される当社定時株主総会終結の時までとします。

但し、本プランは、株主総会において承認可決され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかに開示します。

#### ④ 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

##### (イ) 当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

##### (ロ) 事前の開示

当社は、株主の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様にとって適切な判断の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も法令等に従い、必要に応じて適時適切な開示を行います。

#### **(ハ) 株主意思を反映するものであること**

本プランは、株主総会において、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとしており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

#### **(ニ) 独立性の高い社外者の判断の重視**

当社は、本プランにおける対抗措置の発動等に関し、当社取締役会に対して勧告等を行う諮問機関として、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会を設置します。

#### **(ホ) 合理的な客観的発動要件の設定**

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

#### **(ヘ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと**

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |         | 負 債 の 部        |         |
|-----------------|---------|----------------|---------|
| 科 目             | 金 額     | 科 目            | 金 額     |
| <b>流動資産</b>     | 51,171  | <b>流動負債</b>    | 50,242  |
| 現金及び預金          | 2,459   | 買掛金            | 27,300  |
| 受取手形及び売掛金       | 29,664  | 短期借入金          | 11,422  |
| 電子記録債権          | 4,569   | リース債務          | 390     |
| たな卸資産           | 10,097  | 未払法人税等         | 748     |
| 繰延税金資産          | 712     | 賞与引当金          | 846     |
| その他             | 3,689   | その他            | 9,534   |
| 貸倒引当金           | △21     | <b>固定負債</b>    | 38,152  |
| <b>固定資産</b>     | 87,003  | 長期借入金          | 33,011  |
| <b>有形固定資産</b>   | 61,748  | リース債務          | 908     |
| 建物及び構築物         | 20,784  | 繰延税金負債         | 151     |
| 機械装置及び運搬具       | 18,352  | 退職給付に係る負債      | 3,266   |
| 土地              | 15,791  | その他            | 814     |
| リース資産           | 1,094   | <b>負債合計</b>    | 88,395  |
| 建設仮勘定           | 5,432   | <b>純資産の部</b>   |         |
| その他             | 292     | <b>株主資本</b>    | 43,978  |
| <b>無形固定資産</b>   | 1,254   | 資本金            | 11,086  |
| <b>投資その他の資産</b> | 24,001  | 資本剰余金          | 10,750  |
| 投資有価証券          | 19,777  | 利益剰余金          | 22,167  |
| 繰延税金資産          | 231     | 自己株式           | △26     |
| その他             | 4,144   | その他の包括利益累計額    | 2,178   |
| 貸倒引当金           | △151    | その他有価証券評価差額金   | 3,142   |
| <b>資産合計</b>     | 138,175 | 繰延ヘッジ損益        | △10     |
|                 |         | 為替換算調整勘定       | △94     |
|                 |         | 退職給付に係る調整累計額   | △859    |
|                 |         | <b>少数株主持分</b>  | 3,623   |
|                 |         | <b>純資産合計</b>   | 49,780  |
|                 |         | <b>負債純資産合計</b> | 138,175 |

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額   |         |
|----------------|-------|---------|
| 売上高            |       | 169,714 |
| 売上原価           |       | 152,306 |
| 売上総利益          |       | 17,407  |
| 販売費及び一般管理費     |       | 13,641  |
| 営業利益           |       | 3,765   |
| 営業外収益          |       |         |
| 受取利息           | 18    |         |
| 受取配当金          | 230   |         |
| 持分法による投資利益     | 776   |         |
| 賃貸資産収入         | 68    |         |
| その他            | 446   | 1,539   |
| 営業外費用          |       |         |
| 支払利息           | 445   |         |
| 賃貸費用           | 35    |         |
| その他            | 184   | 665     |
| 経常利益           |       | 4,639   |
| 特別利益           |       |         |
| 固定資産売却益        | 1     |         |
| 投資有価証券売却益      | 30    | 31      |
| 特別損失           |       |         |
| 固定資産除却損        | 333   |         |
| 減損損失           | 551   |         |
| その他            | 64    | 949     |
| 税金等調整前当期純利益    |       | 3,722   |
| 法人税、住民税及び事業税   | 1,399 |         |
| 法人税等調整額        | 29    | 1,429   |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |       | 2,293   |
| 少数株主利益         |       | 326     |
| 当期純利益          |       | 1,966   |

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |        |        |         |        |
|-------------------------------|---------|--------|--------|---------|--------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                     | 11,086  | 10,750 | 20,532 | △23     | 42,345 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |        |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |        | △504   |         | △504   |
| 当 期 純 利 益                     |         |        | 1,966  |         | 1,966  |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |        |        | △2      | △2     |
| 連 結 範 囲 の 変 動                 |         |        | 172    |         | 172    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |        |        |         | —      |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —       | —      | 1,634  | △2      | 1,632  |
| 当 期 末 残 高                     | 11,086  | 10,750 | 22,167 | △26     | 43,978 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |             |              |                      |                       | 少数株主持分 | 純資産<br>合計 |
|-------------------------------|-----------------------|-------------|--------------|----------------------|-----------------------|--------|-----------|
|                               | その他有<br>価証券評<br>価差額金  | 繰延ヘッ<br>ジ損益 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付<br>に係る調<br>整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合<br>計 |        |           |
| 当 期 首 残 高                     | 2,490                 | △5          | 34           | —                    | 2,519                 | 2,953  | 47,818    |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |             |              |                      |                       |        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                       |             |              |                      | —                     |        | △504      |
| 当 期 純 利 益                     |                       |             |              |                      | —                     |        | 1,966     |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                       |             |              |                      | —                     |        | △2        |
| 連 結 範 囲 の 変 動                 |                       |             |              |                      | —                     |        | 172       |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 652                   | △4          | △129         | △859                 | △341                  | 670    | 328       |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 652                   | △4          | △129         | △859                 | △341                  | 670    | 1,961     |
| 当 期 末 残 高                     | 3,142                 | △10         | △94          | △859                 | 2,178                 | 3,623  | 49,780    |

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 9社
- ・主要な連結子会社の名称  
北海製罐株式会社  
株式会社日本キャンパック  
オーエスマシナリー株式会社  
株式会社西日本キャンパック  
日東製器株式会社  
昭和製器株式会社  
東都成型株式会社  
株式会社ワーク・サービス  
PT. HOKKAN INDONESIA

このうち、株式会社ワーク・サービスについては、当連結会計年度において重要性が増したことにより当連結会計年度から連結子会社に含めております。

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社コスメサイエンス
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2社
- ・会社の名称  
ユニバーサル製缶株式会社  
トーンサービス株式会社

##### ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社コスメサイエンス
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・ 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産（通常の販売目的で保有するたな卸資産）

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しております。

なお、連結子会社のうち一部は、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）を除き定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～18年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 3～5年

（社内における見込利用可能期間）

- ハ. リース資産  
(所有権移転外ファイナ  
ンス・リース取引に係る  
リース資産)
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保  
証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額  
法を採用しております。  
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所  
有権移転外ファイナンス・リース取引については、  
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によ  
っております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権に  
ついては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の  
債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不  
能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金  
賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち  
当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属  
させる方法については、期間定額基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による  
定額法により発生した連結会計年度から費用処理しております。  
数理計算上の差異は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）に  
よる定額法により発生した翌連結会計年度から費用処理しております。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップ取引について特例処理の条件を充  
たしている場合には特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象  
(ヘッジ手段) 金利スワップ取引、通貨スワップ取引、為替予約取引  
(ヘッジ対象) 借入金利息、外貨建長期借入金、買掛金
- ハ. ヘッジ方針  
金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。また、為替  
変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

## ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

### ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

#### イ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### ロ. 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

### (5) 会計方針の変更

#### (退職給付に関する会計基準)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が3,266百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が859百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

### (6) 表示方法の変更

#### (連結貸借対照表)

前連結会計年度まで区分掲記しておりました固定負債の「長期未払金」（当連結会計年度は、92百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 177,958百万円

(2) 担保に供している資産

次の資産を借入金551百万円（長期借入金164百万円、一年内返済予定の長期借入金387百万円）の担保に供しております。

建物及び構築物 3,884百万円

機械装置及び運搬具 1,638百万円

土地 2,563百万円

(3) 債務保証

従業員の金融機関からの借入金に対して保証を行っております。 13百万円

借入金に対して保証を行っております。

ユニバーサル製缶株式会社 200百万円

## 3. 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 用途    | 種類    | 場所     | 金額(百万円) |
|-------|-------|--------|---------|
| 事業用設備 | 機械装置等 | 群馬県館林市 | 551     |

(経緯)

上記の事業用設備については、収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

当社グループは、事業用資産については主として工場を資産グループの基礎として、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位毎に、遊休資産及び賃貸資産においては個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法等)

事業用設備については、回収可能価額を使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.0%で割り引いて算定しております。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類    | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|----------|-----------|----|----|----------|
| 普通株式(千株) | 67,346    | —  | —  | 67,346   |

##### (2) 自己株式に関する事項

| 株式の種類    | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|----------|-----------|----|----|----------|
| 普通株式(千株) | 75        | 6  | —  | 81       |

##### (変動事由の概要)

増加の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 6千株

##### (3) 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-----------------|----------|------------|------------|
| 平成25年5月10日<br>取締役会 | 普通株式  | 252             | 3円75銭    | 平成25年3月31日 | 平成25年6月10日 |
| 平成25年11月6日<br>取締役会 | 普通株式  | 252             | 3円75銭    | 平成25年9月30日 | 平成25年12月9日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日     |
|-------------------|-------|-------|-----------------|----------|------------|-----------|
| 平成26年5月9日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 252             | 3円75銭    | 平成26年3月31日 | 平成26年6月9日 |

## 5. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等からの借入により資金を調達しております。デリバティブは、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、グループ各社ごとの与信限度取扱規定等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を毎期見直す体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。長期借入金及び外貨建長期借入金については、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されていますが、その一部についてはデリバティブ取引（金利スワップ取引及び通貨スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、ヘッジ開始日から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

通貨関連は、外貨建営業債務について、為替変動リスクを一定の範囲に限定することを目的に為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを低減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

## 6. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

（単位：百万円）

|                  | 連結貸借対照表<br>計上額(※1) | 時価(※1)   | 差額   |
|------------------|--------------------|----------|------|
| (1) 現金及び預金       | 2,459              | 2,459    | —    |
| (2) 受取手形及び売掛金    | 29,664             | 29,664   | —    |
| (3) 電子記録債権       | 4,569              | 4,569    | —    |
| (4) 投資有価証券       |                    |          |      |
| その他有価証券          | 11,251             | 11,251   | —    |
| (5) 長期貸付金        | 1,039              | 1,043    | 3    |
| (6) 買掛金          | (27,300)           | (27,300) | —    |
| (7) 短期借入金        | (11,422)           | (11,422) | —    |
| (8) リース債務(流動負債)  | (390)              | (390)    | —    |
| (9) 長期借入金        | (33,011)           | (33,147) | △136 |
| (10) リース債務(固定負債) | (908)              | (907)    | 1    |
| (11) デリバティブ取引    |                    |          |      |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | (28)               | (28)     | —    |
| ヘッジ会計が適用されているもの  | (18)               | (18)     | —    |

(※1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 買掛金、(7) 短期借入金、並びに(8) リース債務(流動負債)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(11)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) リース債務(固定負債)

リース債務(固定負債)の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(9)参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額239百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。なお、関係会社株式8,286百万円は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、北海道その他の地域において、遊休地及び賃貸用住宅等（土地を含む。）を有しております。平成26年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2百万円（賃貸収益は営業外収益、主な賃貸費用は営業外費用並びに販売費及び一般管理費に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

| 連結貸借対照表計上額（百万円） |            |            | 当連結会計年度末の時価（百万円） |
|-----------------|------------|------------|------------------|
| 当連結会計年度期首残高     | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |                  |
| 1,402           | 15         | 1,418      | 2,255            |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主要な増加額は補修工事（21百万円）等であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 686円19銭

(2) 1株当たり当期純利益 29円24銭

(注) 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、12.78円減少しております。

# 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部        |               |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目            | 金 額           |
| <b>流動資産</b>     | <b>12,066</b> | <b>流動負債</b>    | <b>11,956</b> |
| 現金及び預金          | 58            | 短期借入金          | 11,447        |
| 短期貸付金           | 11,329        | 未払金            | 425           |
| 繰延税金資産          | 17            | 未払法人税等         | 12            |
| 未収入金            | 616           | 賞与引当金          | 8             |
| その他             | 44            | その他            | 63            |
| 貸倒引当金           | △0            | <b>固定負債</b>    | <b>33,923</b> |
| <b>固定資産</b>     | <b>70,554</b> | 長期借入金          | 32,273        |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>95</b>     | 退職給付引当金        | 11            |
| 建物              | 37            | 長期預り金          | 44            |
| 工具器具及び備品        | 2             | 繰延税金負債         | 1,528         |
| 土地              | 19            | その他            | 65            |
| リース資産           | 36            | <b>負債合計</b>    | <b>45,880</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>335</b>    | <b>純資産の部</b>   |               |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>70,123</b> | <b>株主資本</b>    | <b>33,977</b> |
| 投資有価証券          | 10,496        | 資本金            | 11,086        |
| 関係会社株式          | 23,461        | 資本剰余金          | 10,743        |
| 長期貸付金           | 35,650        | 資本準備金          | 10,725        |
| 長期前払費用          | 4             | その他資本剰余金       | 18            |
| その他             | 572           | <b>利益剰余金</b>   | <b>12,171</b> |
| 貸倒引当金           | △61           | 利益準備金          | 2,771         |
| <b>資産合計</b>     | <b>82,621</b> | その他利益剰余金       | 9,399         |
|                 |               | 別途積立金          | 7,600         |
|                 |               | 繰越利益剰余金        | 1,799         |
|                 |               | <b>自己株式</b>    | <b>△24</b>    |
|                 |               | 評価・換算差額等       | 2,763         |
|                 |               | その他有価証券評価差額金   | 2,763         |
|                 |               | <b>純資産合計</b>   | <b>36,740</b> |
|                 |               | <b>負債純資産合計</b> | <b>82,621</b> |

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

（平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                     | 金 額   |       |
|-------------------------|-------|-------|
| 营 業 収 益                 |       |       |
| 受 取 配 当 金               | 590   |       |
| 経 営 管 理 料               | 1,331 | 1,921 |
| 营 業 費 用                 |       |       |
| 一 般 管 理 費               | 1,215 | 1,215 |
| 营 業 利 益                 |       | 705   |
| 营 業 外 収 益               |       | 716   |
| 营 業 外 費 用               |       | 381   |
| 経 常 利 益                 |       | 1,040 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 1,040 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 102   |       |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 51    | 153   |
| 当 期 純 利 益               |       | 886   |

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（平成25年4月1日から  
平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                             | 株 主 資 本 |           |          |         |           |                   |
|-----------------------------|---------|-----------|----------|---------|-----------|-------------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          |         | 利 益 剰 余 金 |                   |
|                             |         | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>別途積立金 |
| 当 期 首 残 高                   | 11,086  | 10,725    | 18       | 10,743  | 2,771     | 7,600             |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |          |         |           |                   |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         |           |          | —       |           |                   |
| 当 期 純 利 益                   |         |           |          | —       |           |                   |
| 自 己 株 式 の 取 得               |         |           |          | —       |           |                   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |           |          | —       |           |                   |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | —         | —        | —       | —         | —                 |
| 当 期 末 残 高                   | 11,086  | 10,725    | 18       | 10,743  | 2,771     | 7,600             |

|                             | 株 主 資 本      |         |         |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等      |                        | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|--------------|---------|---------|-------------|----------------------|------------------------|-----------|
|                             | 利益剰余金        |         | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | その他有<br>価証券評<br>価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
|                             | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金合計 |         |             |                      |                        |           |
| 繰越利益<br>剰余金                 |              |         |         |             |                      |                        |           |
| 当 期 首 残 高                   | 1,417        | 11,789  | △22     | 33,597      | 2,237                | 2,237                  | 35,834    |
| 事業年度中の変動額                   |              |         |         |             |                      |                        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 | △504         | △504    |         | △504        |                      | —                      | △504      |
| 当 期 純 利 益                   | 886          | 886     |         | 886         |                      | —                      | 886       |
| 自 己 株 式 の 取 得               |              | —       | △2      | △2          |                      | —                      | △2        |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |              | —       |         | —           | 526                  | 526                    | 526       |
| 事業年度中の変動額合計                 | 381          | 381     | △2      | 379         | 526                  | 526                    | 906       |
| 当 期 末 残 高                   | 1,799        | 12,171  | △24     | 33,977      | 2,763                | 2,763                  | 36,740    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

##### イ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は定額法を採用しております。

ただしソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法であります。

##### ③ リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証

の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務費用は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した事業年度から費用処理しております。数理計算上の差異は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した翌事業年度から費用処理しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ条件とヘッジ対象

（ヘッジ手段）金利スワップ取引

（ヘッジ対象）借入金利

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減の為、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

② 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

③ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6) 表示方法の変更

（貸借対照表）

前事業年度まで区分掲記しておりました固定負債の「長期未払金」（当事業年度は、24百万円）は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度より、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 固定資産の減価償却累計額  
有形固定資産 185百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 11,476百万円  
② 長期金銭債権 35,650百万円  
③ 短期金銭債務 1,169百万円  
④ 長期金銭債務 44百万円
- (3) 偶発債務  
債務保証  
借入金に対して保証を行っております。  
ユニバーサル製缶株式会社 200百万円  
PT. HOKKAN INDONESIA 595百万円  
買掛金に対して保証を行っております。  
オーエスマシナリー株式会社 350百万円

## 3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高  
営業取引による取引高  
営業収益 1,921百万円  
一般管理費 1百万円  
営業取引以外の取引による取引高 501百万円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|-----------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(千株)  | 71      | 6  | —  | 78     |

(変動事由)

増加の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 6千株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動の部

|               |           |
|---------------|-----------|
| 繰延税金資産        |           |
| 欠損金           | 9 百万円     |
| その他           | 8         |
| 繰延税金資産合計      | <u>17</u> |
| 繰延税金資産の純額（流動） | <u>17</u> |

固定の部

|            |               |
|------------|---------------|
| 繰延税金資産     |               |
| 欠損金        | 42            |
| 退職給付引当金    | 4             |
| 長期未払金      | 8             |
| 投資有価証券等評価損 | 148           |
| 関係会社株式     | 1,916         |
| その他        | 84            |
| 繰延税金資産小計   | <u>2,205</u>  |
| 評価性引当額     | <u>△2,154</u> |
| 繰延税金資産合計   | 51            |

|               |               |
|---------------|---------------|
| 繰延税金負債        |               |
| その他有価証券評価差額金  | 1,530         |
| その他           | 49            |
| 繰延税金負債合計      | <u>1,579</u>  |
| 繰延税金負債の純額（固定） | <u>△1,528</u> |

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.0%から35.6%に変更されております。

また、「地方税法等の一部を改正する法律」及び「地方法人税法」が平成26年3月31日に公布され、平成26年10月1日以後に開始する事業年度より、地方法人税の税率4.4%が創設及び住民税法人税割の税率が20.7%から16.3%へ引き下げられることとなりました。この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が11百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が11百万円増加しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

(子会社等)

| 属性           | 会社等の名称      | 住所      | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容               | 議決権等の所有<br>(被所有)割合(%)                    | 関係内容      |           | 取引の内容       | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|--------------|-------------|---------|-------------------|---------------------|------------------------------------------|-----------|-----------|-------------|---------------|-------|---------------|
|              |             |         |                   |                     |                                          | 役員の兼任等    | 事業上の関係    |             |               |       |               |
| 子会社          | 北海製罐(株)     | 北海道小樽市  | 3,000             | 容器事業                | 所有<br>(直接)<br>100.0                      | 兼任<br>7名  | 経営<br>管理等 | 経営管理料(注1)   | 452           | —     | —             |
|              |             |         |                   |                     |                                          |           |           | 資金の貸付(注2)   | 8,120<br>(注3) | 短期貸付金 | 1,514         |
|              |             |         |                   |                     |                                          |           |           | 資金の貸付(注2)   | 9,000         | 長期貸付金 | 21,750        |
|              |             |         |                   |                     |                                          |           |           | 資金の回収       | 2,550         |       |               |
|              |             |         |                   |                     |                                          |           |           | 受取利息(注2)    | 224           | —     | —             |
|              | 東都成型(株)     | 群馬県邑楽郡  | 160               | 容器事業                | 所有<br>(間接)<br>100.0                      | なし        | 経営<br>管理等 | 資金の貸付(注2)   | 12<br>(注3)    | 短期貸付金 | 377           |
|              |             |         |                   |                     |                                          |           |           | 資金の貸付(注2)   | —             | 長期貸付金 | 1,200         |
|              | (株)日本キャンバック | 東京都千代田区 | 411               | 充填事業                | 所有<br>(直接)<br>82.3                       | 兼任<br>3名  | 経営<br>管理等 | 経営管理料(注1)   | 763           | —     | —             |
|              |             |         |                   |                     |                                          |           |           | 資金の貸付(注2)   | 2,130<br>(注3) | 短期貸付金 | 1,404         |
|              |             |         |                   |                     |                                          |           |           | 資金の貸付(注2)   | 2,500         | 長期貸付金 | 16,950        |
|              |             |         |                   |                     |                                          |           |           | 資金の回収       | 3,750         |       |               |
|              |             |         |                   |                     |                                          |           |           | 受取利息(注2)    | 218           | —     | —             |
|              | 関西日本キャンバック  | 岐阜県岐阜市  | 480               | 充填事業                | 所有<br>(直接)<br>12.5<br>所有<br>(間接)<br>75.0 | 兼任<br>1名  | 経営<br>管理等 | 資金の貸付(注2)   | 1,097<br>(注3) | 短期貸付金 | 133           |
|              |             |         |                   |                     |                                          |           |           | 資金の貸付(注2)   | 2,000         | 長期貸付金 | 2,000         |
| オーエスマシナリー(株) | 北海道小樽市      | 400     | 機械製作事業            | 所有<br>(直接)<br>100.0 | 兼任<br>2名                                 | 経営<br>管理等 | 資金の貸付(注2) | 439<br>(注3) | 短期貸付金         | 349   |               |
|              |             |         |                   |                     |                                          |           | 資金の貸付(注2) | —           | 長期貸付金         | 1,300 |               |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 基本契約書に基づき前年度の売上高等を算定基準として毎期決定しております。

(注2) 資金の貸付については市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。

(注3) 取引金額は、期中平均残高を表示しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

546円18銭

(2) 1株当たり当期純利益

13円18銭

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

ホッカンホールディングス株式会社  
取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐 野 允 夫 ㊞  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 竹 見 浩 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ホッカンホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホッカホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

ホッカンホールディングス株式会社  
取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 野 允 夫 ⑩  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 竹 見 浩 ⑩  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホッカンホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法令に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びささらぎ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告及び職務の執行が適正に行われることを確保するための体制を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、取締役の職務の執行として行われる当該内部統制システムの構築及び運用の状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。

今後も当社グループのコーポレートガバナンスの充実および内部統制の徹底に関する取組みについて、その取組み状況を注視してまいります。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びきさらぎ監査法人から受けております。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

また、事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月8日

ホッカンホールディングス株式会社 監査役会

|       |   |   |    |   |   |
|-------|---|---|----|---|---|
| 常勤監査役 | 大 | 塩 | 恭  | 介 | ⓐ |
| 監査役   | 寺 | 嶋 |    | 勉 | ⓑ |
| 社外監査役 | 増 | 田 | 嘉一 | 郎 | ⓒ |
| 社外監査役 | 新 | 名 | 孝  | 信 | ⓓ |

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社の現状および今後の事業展開を踏まえ、現行定款第2条（目的）の一部を追加するものであります。
- (2) 経営体制の一層の強化・充実を図るため、取締役の員数を7名以内から10名以内に増員するものであります。
- (3) 社外取締役および社外監査役として適切な人材を招聘できる環境を整備し、期待される役割を十分に発揮できるよう会社法第427条第1項の責任限定契約の締結を可能とするための規定を新設するものであります。なお、社外取締役の責任限定契約に関する規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。  
また、上記事項の新設に伴い、現行定款の条数の繰り下げを行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                 | 変 更 案                   |
|-------------------------|-------------------------|
| 第1条 (条文省略)              | 第1条 (現行どおり)             |
| (目的)                    | (目的)                    |
| 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 |
| 1. (条文省略)               | 1. (現行どおり)              |
| (1) (条文省略)              | (1) (現行どおり)             |
| (2) 充填事業                | (2) 充填事業                |
| ①清涼飲料水・酒類の受託製造販売        | ①清涼飲料水・酒類の受託製造販売        |
| ②その他各種飲料の受託製造販売         | ②その他各種飲料の受託製造販売         |

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>③乳製品・菓子類の受託製造販売<br/>④レトルト食品の受託製造販売<br/>⑤農産物の加工及び販売並びに包材資<br/>材の販売<br/>(新 設)<br/>(3) (条文省略)<br/>(4) (条文省略)<br/>2.～5. (条文省略)</p> | <p>③乳製品・菓子類の受託製造販売<br/>④レトルト食品の受託製造販売<br/>⑤農産物の加工及び販売並びに包材資<br/>材の販売<br/><u>⑥各種化粧品</u>の受託製造販売<br/>(3) (現行どおり)<br/>(4) (現行どおり)<br/>2.～5. (現行どおり)</p>                                       |
| <p>第3条～第16条 (条文省略)</p>                                                                                                            | <p>第3条～第16条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                   |
| <p>(員数)<br/>第17条 当社の取締役は7名以内とす<br/>る。</p>                                                                                         | <p>(員数)<br/>第17条 当社の取締役は10名以内とす<br/>る。</p>                                                                                                                                                |
| <p>第18条～第26条 (条文省略)</p>                                                                                                           | <p>第18条～第26条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                  |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                      | <p><u>(社外取締役の責任限定契約)</u><br/>第27条 当社は、社外取締役との間<br/>で、会社法第423条第1項の賠償<br/>責任について法令に定める要件<br/>に該当する場合には、賠償責任<br/>を限定する契約を締結すること<br/>ができる。<br/>ただし、当該契約に基づく賠償<br/>責任の限度額は法令の定める額<br/>とする。</p> |
| <p>第27条～第34条 (条文省略)</p>                                                                                                           | <p>第28条～第35条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                  |



## 第2号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役工藤常史、田村秀行、木村修二、久保田裕一、山崎節昌、池田孝資および小池明夫の7氏は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | くどう つねのぶ<br>工藤常史<br>(昭和29年3月2日生)   | 昭和52年4月 北海製罐株式会社(現当社)に入社<br>平成14年6月 当社取締役<br>平成17年10月 当社常務取締役<br>平成21年6月 当社専務取締役<br>平成22年6月 当社代表取締役社長(現任)                                             | 34,000株    |
| 2     | やまざき せつまさ<br>山崎節昌<br>(昭和27年4月29日生) | 昭和46年4月 北海製罐株式会社(現当社)に入社<br>平成15年6月 株式会社小樽製作所(現オーエスマシナリー株式会社)取締役<br>平成19年6月 北海製罐株式会社取締役<br>平成21年6月 当社取締役(現任)<br>(担当:総務部・経理部担当、経理部長)                   | 15,000株    |
| 3     | いけだ こうすけ<br>池田孝資<br>(昭和37年11月24日生) | 昭和63年4月 北海製罐株式会社(現当社)に入社<br>平成16年4月 当社販売三部長<br>平成17年10月 北海製罐株式会社執行役員営業副本部長<br>平成21年4月 当社経営企画室室長代行<br>平成21年6月 当社取締役(現任)<br>(担当:経営企画室・情報システム部担当、経営企画室長) | 10,000株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | くぼた ひろかず<br>久保田 裕一<br>(昭和26年10月22日生)   | 昭和50年4月 北海製罐株式会社(現当社)に入社<br>平成12年4月 当社執行役員<br>平成17年10月 北海製罐株式会社執行役員<br>平成19年6月 同社取締役執行役員<br>平成22年6月 同社取締役常務執行役員<br>平成25年6月 当社取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>北海製罐株式会社代表取締役社長 | 11,000株    |
| 5     | ※ ふじもと りょういち<br>藤本 良一<br>(昭和27年8月14日生) | 昭和48年3月 北海製罐株式会社(現当社)に入社<br>平成17年6月 株式会社日本キャンパック執行役員<br>平成21年6月 同社取締役執行役員<br>平成23年6月 同社取締役常務執行役員<br>平成25年6月 同社取締役専務執行役員(現任)                                           | 5,000株     |
| 6     | こいけ あきお<br>小池 明夫<br>(昭和27年11月12日生)     | 昭和50年4月 農林中央金庫入庫<br>平成18年7月 当社入社 監査室長<br>平成19年6月 当社経営企画室長<br>平成22年6月 当社取締役(現任)<br>(担当:CSR・新規事業担当)                                                                     | 9,000株     |
| 7     | ※ たけだ たくや<br>武田 卓也<br>(昭和39年9月30日生)    | 昭和63年4月 北海製罐株式会社(現当社)に入社<br>平成14年7月 当社総務部長補佐<br>平成16年4月 当社総務部長(現任)                                                                                                    | 9,000株     |

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有するものは次のとおりであります。取締役候補者久保田裕一氏は、北海製罐株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間に資金貸借取引、業務委託料、経営管理料等の取引関係があります。取締役候補者藤本良一氏は、平成26年6月18日付にて株式会社日本キャンパックの代表取締役社長に就任する予定であり、当社は同社との間に資金貸借取引、経営管理料等の取引関係があります。また、取締役候補者藤本良一氏は、平成26年6月18日付にて株式会社西日本キャンパックの代表取締役社長に就任する予定であり、当社は同社との間に資金貸借取引、経営管理料等の取引関係があります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役増田嘉一郎氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位および<br>重要な兼職の状況                                                                                              | 所有する当社<br>株式の数 |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| あんどう のぶひこ<br>安藤 信彦<br>(昭和39年4月29日生) | 平成8年4月 弁護士登録、上野久徳法律事務所入所<br>平成12年10月 上野・安藤法律事務所(名称変更)<br>平成19年9月 安藤総合法律事務所開所(現在に至る)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ムサシ社外監査役 | -株             |

(注) 1. 安藤信彦氏と当社は、顧問弁護士契約を締結しております。

2. 安藤信彦氏は社外監査役の候補者であり、候補者とした理由は、同氏が弁護士の資格を持ち、法務に関する知見を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴および重要な兼職の状況                                                      | 所有する当社株式の数 |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------|
| たしろ ひろき<br>田代宏樹<br>(昭和43年8月27日生) | 平成15年10月 弁護士登録、上野・安藤総合法律事務所入所<br>平成19年9月 グランディール法律事務所開所<br>(現在に至る) | 一株         |

(注) 田代宏樹氏は補欠の社外監査役候補者であり、候補者とした理由は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、同氏が弁護士の資格を持ち、法務に関する知見を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

## 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続承認の件

当社は平成23年5月13日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第127条柱書（現同規則第118条第3号柱書）に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）並びに会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現行プラン」といいます。）の更新を決定しており、また、同年6月29日開催の当社第86回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

現行プランの有効期限は、平成26年6月に開催される当社定時株主総会の終結の時までとされているため、現行プランは、本定時株主総会の終結の時をもって有効期限の満了を迎えます。

これを受けて、当社は本年5月9日開催の当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続することを決定し、その旨を公表いたしました（以下、本改正の効力発生後のプランを「本プラン」といいます。）。

本プランの継続を決定した取締役会には、社外監査役2名を含む当社の監査役4名全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

本議案は本プランにつき、株主の皆様の過半数以上の賛成によるご承認をお願いするものであります。本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件に、本改正の効力が生じ、現行プランが本プランに改定されるものとします。

また、平成26年3月31日現在の当社株式の状況は、別紙1のとおりです。

なお、法律並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（金融商品取引所が定める諸規則を含みます。以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものといたします。

### 1. 会社の支配に関する基本方針について

当社は、当社の株主の在り方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中でも、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が買付条件等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等については、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものと考えられます。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

## 2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社及び当社グループ(以下、総称して「当社グループ」といいます。)は、大正10年(1921年)の創業以来、「品質本位に最善の努力を行い、最高の商品を提供する企業として、社会・文化に貢献する。」との企業理念に立ち、容器・充填・機械製作事業等を営んでおります。

当社は、平成17年10月に純粋持株会社へ移行し、「グループ全体の最適な戦略立案」「事業会社の経営執行の監督」「グループ資源の最適配分」を行ってまいりました。

また、平成23年度より中期5ヵ年計画「ACTIVE-5」をスタートいたしました。本年度がその4年目となります。当社グループでは、中期経営計画における最終年度の目標達成に向け、これまでの取組み成果を今一度検証し、「既存事業の持続的成長」と「新たな事業展開への挑戦」に向けて当社グループが一体となり、更なる成長を目指してまいります。

上記のように、当社グループでは、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取り組むとともに、経営の透明性・客観性の確保に努めております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

## 3. 本プランの内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み)

### (1) 本プラン導入の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時におけ

る情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入することといたしました。

本プランの概要につきましては、別紙2をご参照下さい。

## (2) 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

### (3) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、当社は、独立委員会規程(概要につきましては、別紙3をご参照下さい。)を定めるとともに、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査役又は社外有識者(注4)のいずれかに該当する者の中から選任します(本プランへの改定時の独立委員会委員候補者につきましては、別紙4をご参照下さい。)

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、発動した対抗措置の停止又は変更等の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

注4：社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれに準じる者を対象として選任するものとします。

### (4) 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

ア. 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

(ア) 大規模買付者の名称、住所

(イ) 設立準拠法

(ウ) 代表者の氏名

(エ) 国内連絡先

(オ) 提案する大規模買付行為の概要

(カ) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

イ. 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、上記ア.(ア)～(カ)までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項(以下、「必要情報」といいます。)について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、必要情報を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は次のとおりです。

- (ア) 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者及び特別関係者を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- (イ) 大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。)
- (ウ) 大規模買付行為の価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- (エ) 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (オ) 当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補(当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (カ) 当社グループの経営に参画した後に予定する、当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関する変更の有無及びその内容

上記に基づき提出された必要情報について当社取締役会は速やかに独立委員会に提出することとします。これを受けて独立委員会が精査した結果、独立委員会が、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として不十分であると判断した場合には、独立委員会は、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

また、大規模買付者が出現し、当該大規模買付者から大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された必要情報は、当社取締役会が、その全部又は一部を適時適切に開示します。

なお、独立委員会が、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、独立委員会は、直接又は当社取締役会を通じて、その旨の通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。)を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示いたします。

#### ウ. 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付行為が対価を現金(円価)のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付けの場合は最長60日間、それ以外の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(いずれも情報完了通知の発送日の翌日から起算されます。以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。独立委員会は取締役会の意見及びその根拠資料並びに代替案(当社取締役会がかかる代替案の提示を希望する場合。)等を受領した上、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告を行うに至らない場合等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつき、やむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとし、また、その場合、延長する理由及び期間について開示いたします。

取締役会評価期間中、独立委員会は独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉を行います。

#### エ. 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし、

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断し、当社取締役会に対して株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様へ本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下、「株主検討期間」といいます。)として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

その場合、当社取締役会は、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、対抗措置の発動についての承認を議案とする当社株主総会の招集手続きを速やかに実施するものとし、具体的には、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとし、当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、基準日における最終の株主名簿に記載

又は記録された株主とします。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行し、その旨を開示します。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合(なお、かかる株主総会の決議は普通決議によるものといたします。)、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当社は、当該株主総会の結果を決議後適時適切に開示いたします。

#### オ. 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせた期間を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付者は大規模買付行為を実施できないものとします。

したがって、大規模買付者は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ大規模買付行為を開始できるものとします。

### (5) 大規模買付行為が実施された場合の対応

#### ア. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等及び当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、当社取締役会が当該時点で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相当な範囲で、最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙5に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、行使期間等を設けることがあります。

イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付者による大規模買付行為の提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の当該提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該提案及び当社が提示する当該提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相当な範囲で、上記ア. で述べた対抗措置の発動を決定することができるとします。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は原則として当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- (ア) 真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)
- (イ) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている判断される場合
- (ウ) 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている判断される場合
- (エ) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている判断される場合
- (オ) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)など、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

(カ)大規模買付者の提案する当社株式の買付条件(買付対価の種類及び価額、当該価額の算定根拠、手続の違法性の有無、実現可能性、買付後の経営方針、買付後における当社の他の株主、従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社にかかる利害関係者の処遇方針等を含みます。)が、当社の本源的価値に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合

なお、大規模買付ルールが順守されている場合における対抗措置発動の決定は、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限って行われるものであり、当該大規模買付行為が上記のいずれかに形式的に該当することのみを理由として行われることはないものとします。

#### ウ. 対抗措置発動の停止等について

上記ア. 又はイ. において、当社取締役会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当の効力発生日までの間は新株予約権無償割当等の中止、又は新株予約権無償割当後行使期間開始日までの間は、会社による新株予約権の無償取得等の方法により、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

### (6) 株主の皆様にご与える影響等

#### ア. 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様のご利益に資するものであると考えております。

なお、上記(5)において述べましたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

#### イ. 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合又は大規模買付ルールが順守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様(大規模買付ルールを順守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令等に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後(権利落日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

#### (7) 本プランの適用開始、有効期限及び廃止

本プランの有効期限は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、本定時株主総会終結時から平成29年6月に開催される当社定時株主総会終結の時までとします。

但し、本プランは、本定時株主総会において承認可決され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場

合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

#### 4. 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」をはじめとする買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有しています。

##### (1) 当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3. (1)「本プラン導入の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

なお、当社は、本プランの発動にあたり、新株予約権の行使が認められない者に対し、新株予約権の金銭等による買取等、金銭等の経済的な利益の交付は行いません。

##### (2) 事前の開示

当社は、株主の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様にも適切な判断の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、法令等に従い、必要に応じて適時適切な開示を行います。

**(3) 株主意思を反映するものであること**

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとしており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

**(4) 独立性の高い社外者の判断の重視**

当社は、上記3. (3)「独立委員会の設置」に記載のとおり、本プランにおける対抗措置の発動等に関し、当社取締役会に対して勧告等を行う諮問機関として、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会を設置します。

**(5) 合理的な客観的発動要件の設定**

本プランは上記3. (5)「大規模買付行為が実施された場合の対応」に記載のとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

**(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと**

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

以 上

(別紙1)

当社株式の状況(平成26年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 240,000,000株
2. 発行済株式総数 67,346,935株
3. 株主数 4,922名(単元株主数。当社除く)
4. 大株主(上位10名)

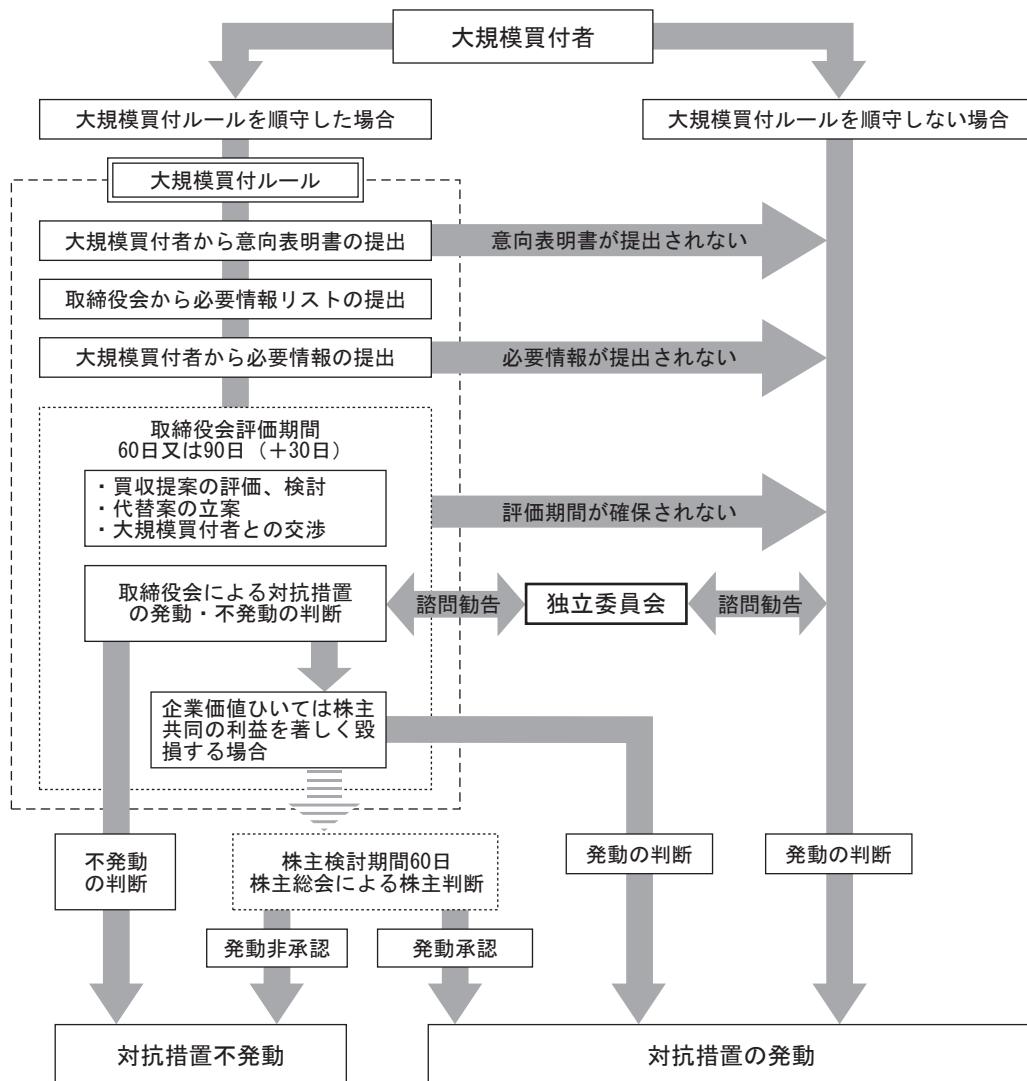
| 株主名                          | 当社への出資状況 |         |
|------------------------------|----------|---------|
|                              | 持株数(千株)  | 持株比率(%) |
| 1. 株式会社トーモク                  | 5,926    | 8.81    |
| 2. 日本生命保険相互会社                | 3,274    | 4.87    |
| 3. 株式会社みずほ銀行                 | 3,273    | 4.87    |
| 4. ホッカンホールディングスグループ取引先持株会    | 2,910    | 4.33    |
| 5. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 2,042    | 3.04    |
| 6. 農林中央金庫                    | 2,000    | 2.97    |
| 7. 株式会社メタルワン                 | 1,871    | 2.78    |
| 8. 東京海上日動火災保険株式会社            | 1,805    | 2.68    |
| 9. 株式会社北海道銀行                 | 1,765    | 2.63    |
| 10. JFEスチール株式会社              | 1,565    | 2.33    |

(注)1. 持株数は千株未満を切捨てて表示しております。

(注)2. 比率は発行済株式総数に対する所有株式数の割合を、小数第3位以下を四捨五入して表示しております。また、自己株式(78,399株)を控除して計算しております。

以 上

本プランの概要



(注) 本図はあくまでもイメージであり、詳しくは本文を参照して下さい。

### 独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役又は社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれに準じる者)のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・ 独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、発動した対抗措置の停止又は変更等の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

### 独立委員会委員の略歴

本プランへの改定時の独立委員会の委員は、以下を予定しております。

田中 弘 (たなか ひろし)

略 歴

昭和18年生

昭和62年 4月 愛知学院大学教授

平成 5年 4月 神奈川大学経済学部教授

平成12年 4月 ロンドン大学客員教授

平成20年 6月 ホッカンホールディングス株式会社独立委員会委員 (現在に至る)

平成26年 4月 神奈川大学名誉教授 (現在に至る)

安藤 信彦 (あんどう のぶひこ)

略 歴

昭和39年生

平成 8年 4月 弁護士登録、上野久徳法律事務所入所

平成12年10月 上野・安藤法律事務所 (名称変更)

平成19年 9月 安藤総合法律事務所開所 (現在に至る)

田代 宏樹 (たしろ ひろき)

略 歴

昭和43年生

平成15年10月 弁護士登録、上野・安藤総合法律事務所入所

平成19年 9月 グランディール法律事務所開所 (現在に至る)

平成20年 6月 ホッカンホールディングス株式会社独立委員会委員 (現在に至る)

以 上

## 新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法  
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数  
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数(当社の所有する当社普通株式を除く。)を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(但し、予め当社取締役会が同意した者を除く。)は、新株予約権を行使できないものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以 上

